

# 毒キノコによる食中毒に注意しましょう

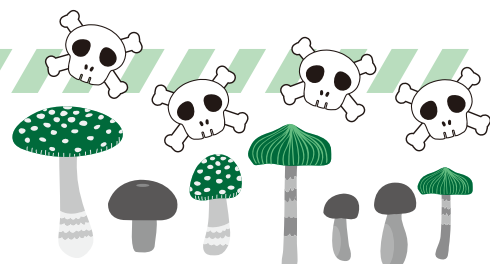
食用キノコと確実に判断できないときは、

- ✕ 採らない!
- ✕ 食べない!
- ✕ 売らない!
- ✕ 人にあげない!

を徹底してください。

## 素人判断は絶対にしない

毒キノコか食用キノコかを見分けるには、十分な知識と経験が必要となりますので、素人判断で、安易に野生のキノコを食べることはやめましょう。



## 迷信を信じない

「縦に裂けるキノコは大丈夫」「ナスと一緒に炒めれば大丈夫」などは根拠のない迷信です。



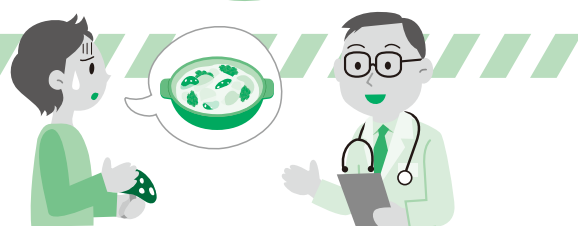
## キノコ狩りの注意点

キノコ採りの際には、食用キノコと毒キノコが一緒に生えていることもありますので、毒キノコがまぎれ込んでいないか一本一本よく確認し、食中毒を未然に防ぎましょう。



## 食べて異常を感じたときには

すぐに医療機関で診察を受けてください。食べ残しのキノコを持参すると治療の参考になります。



## 過去の毒キノコを原因とする食中毒事例

本県における食中毒の原因となる毒キノコは、食用キノコと区別のつきにくいクサウラボニタケ、ツキヨタケ、カキシメジ、ドクヤマドリなどが多くを占めています。

発生年	発生件数	患者数	原因となったキノコ
H29	2	6	ツキヨタケ、クサウラボニタケ
H27	1	6	ツキヨタケ
H25	1	9	ツキヨタケ
H22	3	6	クサウラボニタケ、コウタケ
H21	2	7	ツキヨタケ(推定)、不明
H19	4	8	クサウラボニタケ、ツキヨタケ、ドクツルタケ(推定)、ウスキテングタケ

★ 毎日当たり前に行っている“食”について、正しい理解できていますか? ★

## 「食の安全・安心推進月間」の開催イベントで 知識を深めてみましょう

### ★ やまなし食の安全・食育推進大会 ★

食の安全・安心推進月間の9月に行う、食の安全と食育について理解を深めるためのイベントです!今年度は、皆さんご存知のNHK「ためしてガッテン」の元専任ディレクターをお招きします。全国各地で行う講演は非常に好評!ぜひ、この機会にお申し込み下さい!また、皆さんがお住まいの地域では、食の安全や食育の推進のために、様々な方が活動を行われています。その中でも、特に優れた取組をされている方を表彰し、さらにその活動について発表いただきます。多くの皆様のご参加お待ちしております。

【講演】  
**ガッテン流・食育の極意教えます!!**

～おいしく食べて元気モリモリ～

【講師】  
元NHK「ためしてガッテン」  
専任ディレクター 北折 一 氏

日時 9月12日(水)  
13:00~16:30(受付開始12:30~)

場所 山梨県立文学館 講堂

参加費 無料(要申込)

申込先 山梨県消費生活安全課  
電話 055-223-1588 FAX 055-223-1320



### ★ 食の安全・安心・食育に関するパネル展示 ★

食中毒や健康食品、バランスの良い食事の仕方など食に役立つ情報があります。

日時 9月5日~10日午前中  
場所 県庁防災新館1Fオープンスクエア

知っているようで  
意外と知らない情報がある  
かもしれません!  
展示の他、パンフレット等の  
配布も行っています。  
ぜひ、ご来場ください。

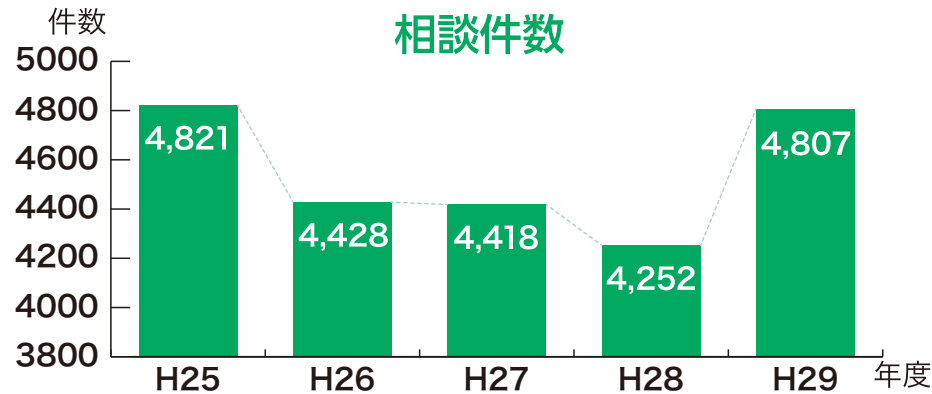




# 平成29年度 消費生活相談のまとめ

## 過去5年間の相談件数の推移

平成29年度に山梨県県民生活センターに寄せられた消費生活相談は4,807件(苦情4,184件、問合せ623件)と、前年度の4,252件に比べ555件(13%)増加しました。



## 商品・サービス別相談件数

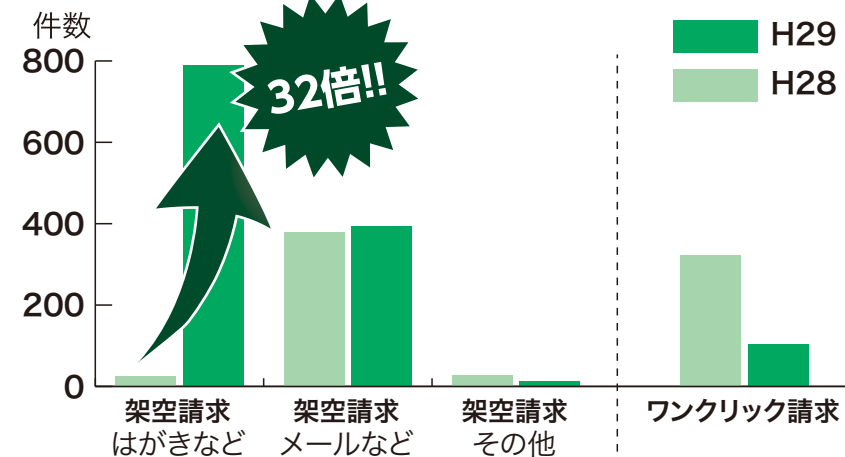
「はがきによる架空請求など(商品一般)」に関する相談が**最多(全体の20%)!!**

2番目に多い「放送・コンテンツ等」は、有料サイト、アダルトサイト、出会い系サイトなどからの架空請求やワンクリック請求による相談が多く、「放送・コンテンツ等」の相談中69%を占めていました。

順位	項目	件数		内容
		平成29年度	前年度比	
1	商品一般	962件 (20.0%)	+741件	不審なはがきによる架空請求、目的の分からない不審な電話など
2	放送・コンテンツ等	716件 (14.9%)	-191件	携帯電話・パソコンなどのワンクリック詐欺、架空請求など
3	融資サービス	258件 (5.4%)	+27件	消費者ローン、住宅ローン、カードローン、ヤミ金、多重債務など
4	相談その他	218件 (4.5%)	+72件	日常生活に関すること、売買契約のないものなど
5	インターネット通信サービス	192件 (4.0%)	-17件	光回線やプロバイダなどの解約・不当な勧誘など

※国民生活センターのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の分類による。

## 不当請求相談件数

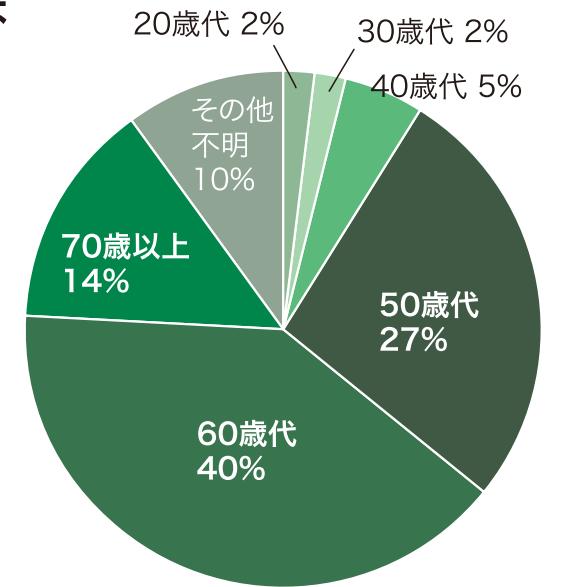


## はがきによる架空請求の相談件数が増大!

ワンクリック請求が減った一方で、「はがきによる架空請求」が32倍と急増しました。中には、複数枚届いたり、亡くなった家族や嫁いだ子どもあてに届いたりしているという相談が寄せられています。

## 「商品一般」年代別相談件数

「はがきによる架空請求など(商品一般)」は**50歳以上に集中!!**  
全体の**80%**を占めます。



## イラストで分かる架空請求はがきの手口(例)

- ① はがきに書いてある連絡先へ電話**  
はがきが届いたのですが、身に覚えがありません。どうしたらよいですか?  
業者A: はがきの内容、氏名、住所、電話番号を教えてください。…こちらではわからないので、弁護士Bへ問い合わせてください。
- ② 弁護士Bへ電話**  
示談に持ち込んであげます。着手金は10万円です。コンビニのギフトカードで支払ってください。  
弁護士B
- ③ 指示通りコンビニで支払う**  
ギフトカード
- ④ 後日、相手方から電話がくる**  
和解できない! ふざけるな!!! 自宅に行くぞ。家族に迷惑がかかるぞ!  
相手方C: このイラストのように不安をおり、次々と金銭の支払いを要求してきます。

## 架空請求はがき(例)

### 消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)284 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年7月 日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター  
東京都千代田区霞が関2丁目 〇〇〇〇  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-〇〇〇〇  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

消費者の皆様に  
アドバイス



見守り犬「かい」くん

- ◎法務省などの公的機関のような名称の差出人からはがきが届いたという相談が多数寄せられています。
  - ◎身に覚えがない場合は、決して連絡しないようにしましょう。
  - ◎不安に思ったときは、県民生活センターにご相談下さい。
- ☎055-235-8455 [地方相談室 ☎0554-45-5038]  
もしくは 消費者ホットライン ☎188(いやや)